

# 平成 24 年度 I C T 街づくり推進事業 実施要領

## 1 背景及び目的

### (1) 背景

総務省では、平成 23 年 12 月より、「I C T を活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催し、ワイヤレスネットワーク、ブロードバンドネットワークやクラウドサービス等の災害に強い技術、センサネットワーク、ビッグデータや ID 等の多種多様な情報の利活用に関する最先端の技術等の I C T パッケージを実社会へ適用することにより、I C T を活用した新たな街づくりを実現し、それを J A P A N モデルとしてグローバル展開するための方策等について検討を行った。本年 7 月には、懇談会において、I C T を活用した新たな街として目指すべき「I C T スマートタウン」の実現に向けて、2015 年頃に先行モデルの実現及び 2020 年頃の国内外への普及展開を図るため、平成 24 年度から実証プロジェクト実施等の展開方策等を盛り込んだ報告書が取りまとめられ、公表<sup>1</sup>された。

また、「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方 (Active Japan IOT 戦略)」（平成 24 年 7 月 25 日情報通信審議会答申）及び「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月閣議決定）においても、その実現に向けた施策を講じることとされたところである。

### (2) 目的

平成 24 年度「I C T 街づくり推進事業（以下、「委託事業」という。）では、懇談会報告書で提言された I C T を活用した新たな街づくりに関する実証プロジェクトを実施することにより、災害に強い街づくり、地域が複合的に抱える諸課題の解決、経済の活性化・雇用の創出、国際社会への貢献・国際競争力の強化等を可能とする「I C T スマートタウン」の先行モデルの実現を図ることを目的とする。

## 2 委託事業の概要

### (1) 提案者

民間法人（法律に基づき設立された法人又は非営利団体）、地方公共団体、独立行政法人、大学、高等専門学校等又はそれらからなるコンソーシアム（以下、「民間法人等」という。）

### (2) 公募する事業

次の 2 つを実施テーマとする。（（ ）内は採択件数）

#### ① 地域実証プロジェクト（複数件）

国内地域において、「I C T スマートタウン」の基本機能（※）を有する I C T システムを活用し、街の防災・減災機能の向上、地域の抱える課題の解決、経済の

<sup>1</sup> [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin01\\_02000057.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000057.html) 参照。

活性化・雇用の創出等の期待される効果に対するシステムの定量的評価、システムの利活用にかかる課題の明確化を行う事業

(※) 「ＩＣＴスマートタウン」とは、懇談会報告書において、ＩＣＴを活用した新たな街づくりの目指すべき姿として、以下の5つの基本機能を具備するものであるとされている。

- ア 平時のＩＣＴ利活用と緊急時、災害時における防災、減災機能の発揮
- イ 共通ＩＤ等によるリアルタイムデータや行政保有データ等のビッグデータの利活用
- ウ ＩＣＴインフラ基盤やインタフェースの確保による住民参加
- エ 将来的な発展性や拡張性の確保
- オ 明確な街づくり戦略の下での民産学公官の連携体制

## ② 国際実証プロジェクト（最大1件※）

「ＩＣＴスマートタウン」の基本機能を有するＩＣＴシステムを活用し、街の防災・減災機能の向上、地域の抱える課題の解決、経済の活性化・雇用の創出等の期待される効果に対するシステムの定量的評価、システムの利活用にかかる課題の明確化を行う事業であって、ASEAN地域をはじめとする海外地域への展開を念頭に置き、当該地域と連携して日本国内で行う事業

※外部の有識者等を構成員とした評価会（以下、「評価会」という。）での評価結果によっては、採択となる提案が無い場合もある。

## （3）委託金額

1提案あたり1.5億円以下とする。

## 3 提案手続

### （1）応募資格

以下の全ての要件を満たす、単独又は複数の民間法人等。

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④ 委託事業を実施するため、委託事業に関連する分野における企業、地方公共団体等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されていること。特に、地方公共団体が提案主体に含まれていない場合は、委託事業を実施する地域を管轄する地方公共団体との連携・協力体制が構築できていること。
- ⑤ 委託事業全体の取りまとめを行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダ）が定められていること。なお、実施責任者プロジェクトリーダは、委託事業の進捗管理等、委託事業を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。
- ⑥ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
  - a) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者。
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
  - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑦ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

(2) 提案書様式

別紙2様式1～8に従い作成し、提出すること。

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

(4) 提出期間

公募開始の日から、平成24年10月9日（火）までに提案書を提出すること。

(5) 提出部数等

提案書類（提案書、提案書の概要及びその他の補足資料）は次の部数を提出すること。

正本：1部、副本：1部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1枚

(6) 提出先

本実施要領に記載の「12 実施要領に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送（〆切日の午後5時必着）により提出すること。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。提出された提案書等の返却はしない。

## 4 委託先候補の選定及び採択

## (1) 選定方法

評価会を開催し、その結果に基づき委託先候補を選定する。評価は書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

## (2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、懇談会報告書の内容への整合性を考慮し、提出された提案について、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、下記に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

- ① 平時のＩＣＴ利活用と緊急時・災害時における防災・減災機能の発揮
  - ア 委託事業で活用するシステムについて、住民等のニーズに応じて確実かつ効率的に情報を収集・伝達できる等、防災・減災機能を有しており、その効率的な活用が期待できるか。【必須】
  - イ 委託事業で活用するシステムについて、行政、医療、農林水産、環境・エネルギー、交通、観光、教育等、平時において地域が抱える課題の解決を図る機能を有しており、その効率的な活用が期待できるか。【必須】
  - ウ アトイの機能を実現するシステムについて、平時に活用する機能をそのまま緊急時・災害時においても使用するなど、緊急時への連続性を考慮したシステムの共用化が図られているか。【必須】
  - エ 他地域においても平易に導入できるシステムであるか。
- ② 共通ＩＤ等によるリアルタイムデータや行政保有データ等のビッグデータの利活用
  - ア ①ア及びイの機能を実現するにあたり、地方公共団体が保有するデータを利活用するものとなっているか。【必須】
  - イ ①ア及びイの機能を実現するにあたり、共通ＩＤ等の活用を通じて、複数分野におけるデータが安心・安全かつ効率的に共有・連携するような共通プラットフォームを有しており、その効率的な活用が期待できるか。【必須】
  - ウ ①ア及びイの機能を実現するにあたり、センサ等を通じてリアルタイムに収集されるデータを積極的に活用しているか。
  - エ 複数分野のデータの所有者間における、情報の取り扱いに係る運用ルールや新たな情報追加への柔軟な対応が可能な仕組みを有しているか。または、それを検討することとなっているか。
  - オ 受益者を含めた費用負担のあり方は明確か。
- ③ ＩＣＴインフラ基盤やインターフェースの確保による住民参加
  - ア ①のシステムについて、ワイヤレスやブロードバンド等の既存のＩＣＴインフラを活用するものとなっているか。【必須】
  - イ ①のシステムについて、使いやすい情報通信端末やメディアを活用し、住民等が参加しやすいものとなっているか。【必須】
  - ウ 住民等の参加の在り方について、単に利用者として委託事業に参加するのみでなく、委託事業の在り方や検証等に係る議論に参加する場が構築されているか。

- ④ 明確な街づくり戦略の下での民産学公官の連携体制
- ア 首長等による街づくりの明確な戦略を有しており、その推進を住民等、企業等の産業界、地方公共団体がサポートする体制が構築されているか。【必須】
- イ アに加え、学術研究機関が実証プロジェクトの推進をサポートする体制が構築されているか。
- ウ 委託事業の推進主体間において、実証プロジェクト実施に係る費用分担に関する考え方が明確となっているか。
- エ （国際実証プロジェクトの場合）ASEAN地域を始めとする海外地域との連携体制が構築されているか。【必須】
- ⑤ 費用対効果
- ア 委託事業内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込まれる事業であるか。
- イ 既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産、仕組み・枠組み等）を効果的に活用しているか。
- ⑥ 確実な事業の実施及び成果展開
- ア 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含めて委託事業の実施計画が無理なく効率的に組まれており、委託事業の確実な実施・運営が見込まれるものであるか。【必須】
- イ ①のシステムについて、委託事業終了後も、自立的に運営が可能な事業計画、実施体制、資金計画を有しているか。【必須】
- ウ これまでにICTを活用した地域活性化に係る先駆的な取組（国のプロジェクトとして指定・委託を受けた他の事業等）を実施している場合、その成果をどのように活用しているか。または、現在他のICTを活用した地域活性化の取組を実施している場合は、どのように連携しているか。
- エ 得られた開発・実証成果の実用化・普及展開を図る計画を有しているか。
- オ （国際展開プロジェクトの場合）連携体制を構築している海外地域への展開が期待される事業であるか。

### （3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である民間法人等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

## 5 委託契約

### （1）委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

#### (2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

#### (3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と民間法人等の代表者が委託契約を締結する。複数の機関による共同事業の場合は、総務省は委託事業を行うすべての機関と直接契約を締結する。再委託は原則として不可とする。

#### (4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

## 6 委託費

#### (1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた使途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

#### (2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税+地方消費税）5%を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

#### (3) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分（実証要素のある業務）を第三者に請け負わせることはできないこととする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合
  - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
  - イ 中間報告書及び成果報告書の外注印刷等の類
  - ウ パソコン、サーバ等の委託業務の実施に必要な機器のリース・レンタルの類

## エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

### (4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

## 7 報告及び評価

### (1) 中間報告及び中間評価

受託者は、平成25年1月末日までに、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書（様式適宜）を提出しなければならない。中間報告書をもとに、評価会において委託事業の進捗状況等に対する中間評価を行う。中間評価の結果によっては、委託事業の遂行に当たり必要な指示を行うことがある。なお、中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

### (2) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託を受けた期間の属する年度末日までに、成果報告書（様式適宜）を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・事業内容
- ・開発・実証に係る設計書やデータ
- ・委託事業で活用したICTシステムの検証結果（定量的評価を含む）
- ・明確化された課題及びその解決策
- ・収支報告
- ・委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
- ・開発・実証成果の実用化・普及展開にかかる計画 等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

### (3) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

## 8 次年度以降の取り扱い

### (1) 事業の継続

委託事業の成果等の評価結果を受けて、委託事業を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成25年度以降の事業に係る提案書の提出を受けた上

で、改めて委託契約を締結することがあり得る。ただし、予算の成立状況によってはこの限りではない。

#### (2) 平成 25 年度以降の実施要望（予備調査）

今後の施策の検討材料とするため、平成 25 年度以降に委託事業への提案を検討している場合は、今年度の実施提案の有無に関わらず、別紙 3 の「平成 25 年度以降提案予定の事業説明書」により、想定している事業内容の情報提供にご協力ください。なお、別紙 3 の提出は、今年度の実施提案の採択評価に影響を与えるものではなく、来年度以降の事業提案の義務付けや採択の確認をするものではありません。また、予算の成立状況等によっては、必ずしも平成 25 年度以降の提案公募が行われるものではないことにご留意ください。

別紙 3 の提出期限は平成 24 年 9 月 21 日（金）14 時とし、「12 実施要領に関する問い合わせ先」に記載のあるメールアドレスに電子メールにて提出ください。

## 9 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成 24 年 10 月頃： 公募提案について外部評価を実施し、委託先候補を選定
- ・平成 24 年 11 月頃： 契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・平成 25 年 1 月頃： 中間報告及び中間評価
- ・平成 25 年 3 月頃： 成果報告
- ・平成 25 年 5 月頃： 終了評価

## 10 委託費の適正な執行について

#### (1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

#### (2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別紙 4 「平成 24 年度 ICT 街づくり推進事業委託契約経理処理解説」に従うこと。

## 11 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

## 1 2 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館9階

担当： 高橋課長補佐、赤川主査

電話： 03-5253-5482

FAX： 03-5253-5721

E-mail： ict-town\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

## 委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	<p>委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。</p> <p>また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。</p>
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工具等の人事費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るもの除く）とする。ただし、I.に含まれるもの除く）。
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びI.に含まれるもの除く）。
	3. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金。
III. 旅費	1. 旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費）	<p>実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費。</p> <p>また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費。</p>
IV. その他	1. 外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費含む））	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む）。
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水料	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（5%）に相当する額。

※ 地方公共団体の職員の人事費及び旅費は委託経費の対象とはならない。